

読めば
なるほど!



ぴっくす

いろいろな情報をまとめて紹介します

みんなで考え、みんなで実行

目指せ！
財政健全化

あなたの行革アイデアを
教えてください

留萌市では、「毎日の暮らしで、みなさんが気になる市役所のムダ」や「仕事の改革」のアイデアを募集します。

■例えば、こんなこと…
経費削減の「こんな工夫」
サービスの縮小や廃止は「これなら我慢できる」
サービスの実施で「こんな手伝いならできる」など
ご応募お待ちしております。



■応募先
留萌市役所財務課
留萌市幸町1丁目11番地
FAX 43・8778
メール zaimu@e-rumoi.jp
応募は郵便、FAX、電子メールにお名前、住所、電話番号を明記してください。電話での応募はご遠慮ください。計画策定の日程上、7月末日を締め切りとします。

今回アイデアを募集するのには、こんなわけがあります。
再生ゾーンからの脱出

昨年、財政健全化法ができ、市役所本体（一般会計）のほか、国民健康保険事業、下水道事業、病院事業など、全ての会計連結で、「財政の健全度」を評価することになりました。

留萌市の場合、平成20年度予算の試算で、連結赤字は32.3%（赤字額で約25.6億円）となり、「早期健全化団体」になる見込みです。

この場合、「財政健全化計画」を立て、健全な水準になるまで、まちぐるみで財政再生に取り組みなければなりません。

この連結赤字で一番大きいのは市立病院の赤字分です。今年、市は市立病院に、15億円の特別な支援をしますが、市立病院の「出血（赤字）」は止まっています。

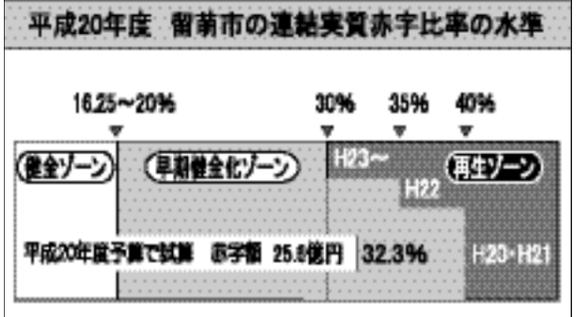
救急や小児、産婦人科は留萌管内でも必要な医療であり、わたしたちは地域医療を守りながら、財政の健全化を目指すというとても難しい課題に

直面しています。

このままの状態が続けば、「病院の経営か？ 財政破綻か？」という選択を迫られる可能性もあります。

目指せ！健全ゾーン

市では、徹底的な行財政改革を進め、数年後に「健全ゾーン」に入ることが目標に財政健全化計画を作ります。（病院も改革プランを作り、経営改革に取り組みます）
改革の手法は大きく分けて、人件費や内部経費の削減など市役所の努力、行政サ-



ビスの縮小や廃止、市民の負担増（税や料金の値上げ）の3つです。
どの手段も痛みが伴いますが、財政健全化は、まち全体の課題として、みんなで考え、みんなで納得し、みんなで実行しないと進みません。
みなさんからのアイデアをお待ちしています。

「出前」受け付け中！
財政事情を担当職員が「出前」で説明します。ご希望の方やお問い合わせは、
市・財務課
☎42・1813

新築住宅の固定資産税減額について

地方税法の改正により新築住宅の減額が引き続き2年間延長になったことにより、平成20年4月1日から平成22年3月31日の期間に建てられ、下記に該当する住宅が減額の対象となります。



●対象となる住宅（一戸建て住宅・共同住宅で新築に限ります）

住宅の種類	対象となる住宅の床面積	減額率	減額期間
一般の住宅	一戸建て	50㎡以上280㎡以下	1/2 3年間
	一戸建て以外	40㎡以上280㎡以下	1/2 3年間
中高層耐火住宅	一戸建て	50㎡以上280㎡以下	1/2 5年間
	一戸建て以外	40㎡以上280㎡以下	1/2 5年間

- 減額対象床面積は、120㎡分までが上限となっています。
- 120㎡を超える住宅の場合は、120㎡までが減額の対象となります。
- 店舗などとの併用住宅の場合は、居住部分が1/2以上に限る。
- 都市計画税は、減額の対象にはなりません。
- 減額を受けるためには手続きが必要です。

省エネ改修による固定資産税減額について

地方税法の改正により省エネ改修を行った住宅に新たに固定資産税の減額制度ができました。

■対象となる住宅
平成20年1月1日以前の住宅であること。

平成20年4月1日から平成22年3月31日の間に一定の省エネ改修工事が行われていること。
対象となる床面積は、120㎡までです。120㎡を超える場合は、120㎡を

新築住宅や省エネ改修を行った住宅に
固定資産税の減額措置

が対象となります。
当該改修工事に要する費用が30万円以上であること。
省エネ基準を満たしていること。

改修後3ヶ月以内に建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書を添付して申告してください。
から まですべてを満たしている場合、翌年度の固
定資産税が1年間1/3が減額されます。
ただし、貸家住宅は減額の対象になりません。
省エネ基準については、建築士事務所などに、ご相談ください。
市・税務課
☎42・1804

後期高齢者医療制度保険料について

平成20年4月1日から、75歳以上の方と、65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）が始まりました。

平成19年の所得で計算した正式な保険料をお知らせするため、7月にすべての方へ「保険料額決定通知書」を送付します。



●保険料の納め方

既に年金から差し引かれている方
これからも年金からの差し引きで納めていただきます。

年金からの差し引きができない方
年金の年額が18万円未満の方
後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上を超え、納付書または口座振替で納めていただきます。

まだ年金から差し引かれていない方
社会保険などの被保険者(本人)だった方
社会保険などの被扶養者(家族などの扶養として加入)だった方
に該当する方は、4月から9月までの保険料は納付書または口座振替で収めていただき、10月からの保険料は、10月に支給される年金から差し引きが始まります。
に該当する方は、4月から9月までの保険料はかかりません。10月からの保険料が、10月に支給される年金から差し引きが始まります。
社会保険などとは 政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

4月2日以降に加入した方
加入時期によって、年金からの差し引きの開始時期が異なります。年金からの差し引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。

7月にすべての方へ「保険料額決定通知書」を送付します
後期高齢者医療制度のお知らせ
振り込み詐欺にご注意ください
広域連合や市町村、社会保険事務所などの職員を装った詐欺目的の不審な電話が発生していますので、ご注意ください。
詳しくは、下記までお問い合わせください。
北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601
市・市民課
☎42-1805